



》不法投棄されないように！

不法投棄は、見通しの悪い場所や人通りの少ない場所、草木が生い茂っているなど、人目のつかない管理されていない場所に多く発生します。

冷蔵庫や洗濯機などの家電4品目が不法投棄される場合が多く見受けられますが、これらのごみから個人が特定できる場合は少なく、投棄者が特定できない場合、土地の所有者(管理者)が処理しなければなりません。また、家電4品目は処理に手数料がかかります、その費用も土地の所有者(管理者)が負担する

こととなってしまいます。

ごみが不法投棄されないよう自身の土地を管理するとともに、もしごみが不法投棄され投棄者が特定できない場合は、速やかに撤去し、新たにごみを誘発しないようにしましょう。



不法投棄は犯罪です

不法投棄をした者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。

不法投棄を見つけたら連絡を！

ごみの投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)を環境政策課または警察署へ連絡してください。きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ

- 環境政策課 ☎229-3258
- 津警察署 ☎213-0110
- 津南警察署 ☎254-0110



》家電4品目の適正な処理方法

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、自身で処理手数料を負担して処理する必要があるため、ごみ一時集積所や津市の処理施設に搬入できません。

また、違法な業者に処理を依頼すると、不法投棄等の不適正な処理につながる恐れがあるため、下記の方法により適切に処分しましょう。

処分方法

- ① 家電製品(家電4品目)を購入した店か、買い替えをする店に依頼する。
- ② 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定の引き取り場所に持ち込む。
- ③ 家電リサイクル券を取り扱っている収集運搬許可業者に依頼する。

家電4品目



エアコン



テレビ



冷蔵庫
冷凍庫



洗濯機
衣類乾燥機

問い合わせ

- リサイクル料金について 家電リサイクル券センター(☎0120-319640)
- 指定引取場所について 株式会社タヤマ(高茶屋小森上野町1143、☎234-8666)
- 運搬料金について 各収集運搬許可業者へ



家電リサイクル法対象
家電収集運搬許可業者